

J. S. ミルにおける利潤の要素

—— 杉原氏と馬渡氏の所論を中心に ——

村 田 和 博

目 次

1. はじめに
2. ミルの利潤の要素の概要
3. 杉原四郎氏の利潤権利論と企業者論
4. 馬渡尚憲氏の利潤要素論
5. むすび

1. はじめに

本稿では、ジョン・スチュアート・ミル (John Stuart Mill, 以下、ミルと略記) の利潤の要素を取り上げる。ミルの利潤論といえば、杉原四郎氏 (以下、杉原氏と略記) による研究を忘れてはならないだろう。ミルの著作に通じているとともに、ミルを深く研究した杉原氏の主張には説得力があり、傾聴すべき点が多くある。杉原氏はミルの利潤論を「利潤起源論」(杉原、2003、201-230頁)、「利潤権利論」(杉原、2003、231-253頁)、及び「利潤変動論」(杉原、2003、253-272頁)として検討している。利潤起源論は「利潤の存在そのものの原因を問題」とし、利潤権利論は「利潤が特定の人々に所得として帰属するのはいかなる理由にもとづくのか」を解明し、利潤変動論は「利潤の分量はどんな諸条件によって規定され変動するか、という利潤の量的変動に関する問題」を論じる。そして、杉原氏は利潤起源論と利潤変動論について、「ミルは大体において従来の古典派経済学の基本線に沿った議論を展開している」が、一方、利潤権利論に「ミル独自の特色が最も明瞭にあらわれている」(杉原、2003、201-231頁)とする。本稿で考察する利潤の要素は利潤権利論の中で検討され、杉原氏はミルの利潤権利論を考察する際に、監督賃金論がミルの「利潤論の中の主軸的な地位をしめている」(杉原、2003、241頁)とする。さらに、杉原氏は、「監督賃金の受領者としての機能資本家乃至企業者」に関するミルの考え方を「ミルの企業者論」(杉原、2003、272-

290頁)の中で論述している。

馬渡尚憲氏 (以下、馬渡氏と略記) は杉原氏とともに我が国のミル研究を牽引した一人である。馬渡氏は、ミルの利潤論を「要素論」、「原因論」、「決定論」から成り立つと考えており (馬渡、1997、198頁)、その考え方は杉原氏とほぼ同じであるとしている (馬渡、1997、222頁)。そして、馬渡氏は『J. S. ミルの経済学』(馬渡、1997)の中で1節を充てて「利潤要素論」を展開している (馬渡、1997、197-202頁)。また、馬渡氏の利潤要素論の特徴として、ジョージ・ラムジー (George Ramsay, 以下、ラムジーと略記) の利潤の要素とミルの利潤の要素を比較考察していることがある。

筆者も、これまでミルの利潤の要素の検討をしてきた¹。ミルの利潤の要素に関する研究が少ない中において、両氏の研究は貴重であり、両氏の研究から学ぶことは多かったが、同時に疑問に感じる点も出てきた。そこで、本稿では、杉原氏の「利潤権利論」と馬渡氏の「利潤要素論」の内容を紹介するとともに、筆者が疑問に感じる点を論述したい²。

以上の課題を遂行するために、本稿は以下の構成をとる。「2. ミルの利潤の要素の概要」では、本稿で取り上げるミルの利潤の要素について概説する。「3. 杉原四郎氏の利潤権利論と企業者論」では、杉原氏のミルの利潤権利論と企業者論を紹介するとともに、杉原氏の主張に対して疑問に感じた点を述べる³。「4. 馬渡尚憲氏の利潤要素論」では、馬渡氏の「利潤要素論」の内容を紹介するとともに、筆者と意見が相違する点を指摘する。そして、「5. むすび」において、本稿を総括する。

2. ミルの利潤の要素の概要

本稿の論述内容を理解するには、ミルの利潤の要素の理解が不可欠である。そこで、本節では、前稿

(村田、2022)を参照しつつ、ミルの利潤の要素について簡潔に説明したい。

利潤の要素については、『経済学原理』(Mill, 1848)よりも前に、『経済学試論集』(Mill, 1844)の第4論文「利潤と利子について」の中で論述されている。ミルは『経済学試論集』の「利潤と利子について」の中で、利潤の要素を論じる際にスミス(Adam Smith)を取り上げて、「利潤は二つの部分に、すなわち、一つは適切に資本そのものの使用に対する報酬とみなされる部分、そして、他はその使用を監督する労働の報酬とみなされる部分に分割され、前者が利子率に対応する、とアダム・スミスによって述べられた」(Mill, 1844, p.300: 訳 322 頁)と主張している⁴。ミルは、資本の使用に対する報酬部分と危険及び監督労働に対する報酬部分に利潤を二分するスミスの主張を正しいとしつつも、一層の正確さを与えることが必要だとし、「資本の使用によって作られる利潤と、資本に対して支払われる利子との間の差額は、正しくは、監督賃金(wages of superintendence)とみなされる」(Mill, 1848, p.301: 訳 322 頁)と述べ、資本を用いるときの労苦と危険に対する報酬に監督賃金という名称を付している。ミルは、『経済学試論集』の第2論文「生産に及ぼす消費の影響について」の中でも、利潤と利子の差額を監督賃金ととらえていることから(Mill, 1844, pp.269-270: 訳 269 頁)、『経済学試論集』の時期のミルは、利潤が利子と監督賃金の二つに分かれると考えていたと判断してよいだろう。

監督賃金については、労働者の賃金と監督賃金の性格の違いが、以下のように述べられている。「それ(監督賃金—引用者)は他の全ての労働者の賃金のように資本から前払いされるのではなく、利潤の中に含まれ、生産が完了するまでは実現されないという特性を持つ。・・・中略・・・。前払いされる労働者の賃金は、資本金と比較される競争者の数によって規制され、労働者はあらかじめ蓄積された以上のものを消費することはできない。しかし、あらかじめ蓄積された富の中から支払われるのではなく、それ自身を使用して作り出される生産物の中から支払われる種類の労働の報酬には、このような制約は全く存在しない」(Mill, 1844, p.301: 訳 323 頁)。つまり、通常の労働者の賃金は、以前に蓄積された資本から支払われるが、監督賃金は利潤の中に含ま

れることから生産後に実現される。この性格の違いから、監督賃金は、通常の労働者の賃金とは違って、その大きさに制約はないという特徴を持つ。したがって、理論的にみれば、資本家は優れた管理能力や労苦により事業に成功すれば、監督賃金の増加を介して利潤を増加させることができることになる。しかし、『経済学試論集』の「利潤と利子について」では、監督者の労苦や才能が変化したときの監督賃金または利潤への影響は考察されていない。さらに言えば、ミルは、「事業を管理する労苦は、事業の規模の拡大に比例して増加しない」(Mill, 1844, p.303: 訳 325 頁)と述べるとともに、監督賃金の大きさは監督者の才能や労苦ではなく、資本の大きさに影響されるとみている⁵。

しかし、ミルは、『経済学原理』の段階では、総利潤(gross profits)を利子と保険(insurance)と監督賃金という三つの要素からとらえるようになった。『経済学試論集』の「利潤と利子について」における監督賃金は資本を用いるときの労苦と危険に対する報酬だったから、『経済学原理』では、「利潤と利子について」における監督賃金がさらに監督労働に対する報酬としての監督賃金と危険に対する報酬としての保険に細分されることになる。自らの資本で経営する場合には、その事業遂行者は利潤の三つの要素の全てを受け取るが、資金を借り入れて経営を行う場合には、経営を遂行する者は、資本提供者に利子を支払った残余部分の保険と監督賃金を受け取る。このように、利潤の三つの要素は同じ人に支払われることもあれば、別々の人に支払われることもある。

この利潤の三つの要素について簡潔に説明したい。利子は資本の借り手が貸し手に対して支払う対価で、自らの資本を消費せずに制欲(abstinence)したことに対する実質的報酬である。財産の安全度の高い社会では、人々の蓄積欲求が強くなるために、利子率は低くなるが、利子率は「その事業が何であれ、同じ時と場所においては厳密に同じである。担保の質が同じ様に良い場合の利子率は、市場の状況により時が変化するにつれて著しく変化するが、元本の使途により変化することはない」(Mill, 1848, p.405: 訳 [二] 399-400 頁)。

次に、保険は将来の不確実性によって生じる投下資本の回収に対する危険のことである(Mill, 1848,

p.401：訳 [二] 391 頁)。この保険は社会の治安状態と業種の性質に依存し、治安状態が同じ社会であれば業種の危険度に依存する。火薬製造業のような危険度の高い業種の保険は、「彼の生命と彼の財産が、絶え間なくさらされている特別な危険を埋め合わせるために、平均よりも著しく大きいものでなければならない」(Mill, 1848, p.404:訳 [二] 396 頁)。

利潤の第三の要素の監督賃金は、「監督に必要な労働と手腕に対する報酬」(Mill, 1848, p.401：訳 [二] 391 頁)である。注目すべきは、監督賃金の根拠である作業の指揮・統制について、ミルは、「この統制を有効に行使するには、その事業が大規模かつ複雑である場合には、多大の勤勉が必要であり、また、しばしば非凡な手腕が必要である」(Mill, 1848, p.401：訳 [二] 391 頁)と述べていることである。しかも、管理者の能力と手腕について、ミルは「どんな産業の企業であれ、指揮し監督するのに適している人の数、もしくは覚えてさえいけばよいような日常的な仕事に還元できないような何らかの工程を実行するのに適している人の数でさえ、常に需要を下回っている」(Mill, 1848, p.107：訳 [一] 213 頁)と述べていることから、優れた管理者は社会の中で不足しており、労働供給の限られる「非競争的集団」(Hollander, 2015, p.223)だと認識している。したがって、管理者の優れた能力と手腕は希少性を持つといえ、大きな利潤を生む要因になる。株式会社のような大規模な組織の場合には、経営遂行のために多大な勤勉と非凡な経営手腕が必要になるから、高い経営能力を持つ専門経営者を雇用することが有利になる場合もある。上述のように、ミルは、「利潤と利子について」では、「事業を管理する労苦は、事業の規模の拡大に比例して増加しない」と述べていたから、『経済学原理』では管理者の監督労働に対するミルの評価が高くなっていることがわかる。

では、管理者の監督と指揮の労働に対する着目の変化が、『経済学原理』におけるミルの利潤理解にどのような影響を与えたのか。次に、この点を見ていきたい。農業では、肥沃な土地の量に限りがあり、土地の肥沃さに応じて生産費が違ふから、肥沃度の高い土地に通常の利潤以上の利得が発生し、地主の地代になる。ミルは、農業における地代の発生メカニズムを工業と商業にも適用して、相対的に低い生

産費を実現できる個人や企業は「特別利潤 (extra profit)」または「特別利得 (extra gains)」を獲得できると考えた (Mill, 1848, pp.494-495：訳 [三] 91 頁)。そして、特別利潤を生み出す要因として、「資本家自身の、あるいは彼が使用する代理人の知識と才能と節約と活力」、「個人の肉体的または知的優越性」、「特別な工程」、「大きな資本」、「特許」、及び「優れた事業の才能」(Mill, 1848, p.406：訳 [二] 400-401 頁；Mill, 1848, pp.494-495：訳 [三] 91-92 頁)などが指摘されている。これらの諸要因から、相対的に低い生産費を実現できた個人や企業は特別利潤を手に入れることができる。地主は希少で肥沃な土地を占有することで地代を得るが、上述のように優れた管理者も社会的に不足しているから、企業や個人は希少で優れた管理能力や労働を行使することで、他が得ることのできない特別利潤を得ることができるのである。以上の考察から、ミルは、『経済学試論集』の「利子と利潤について」では、管理者の能力や労苦の違いが利潤に与える影響への関心は希薄だったが、『経済学原理』では、管理者の優れた才能や労苦が特別利潤を生むことで、利潤に影響することを説明していることがわかる。この点も、『経済学試論集』の「利潤と利子について」と『経済学原理』の間にみられるミルの主張の変化である。

さらに、ミルは、「最低限の利潤率 (minimum rate of profit)」について、利潤の三つの要素を考慮して説明している。ミルは、利潤率が低下傾向にあり、資本蓄積が止まる利潤率まで低下する傾向があると考えた。ミルはこの資本蓄積を止めてしまう利潤率のことを最低限の利潤率と呼ぶ。そして、ミルはこの最低限の利潤率を「所与の場所と時間において、資本の使用に必ず伴うところの制欲と危険と努力に対する対価をかりうじて提供するに足りる利潤率」(Mill, 1848, p.402：訳 [二] 393 頁)と規定する。この三つの利潤の要素のうちの利子は人々の将来に対する配慮の増加から人々の蓄積欲求が強くなるため低下傾向にある。また、保険は社会的な安全が増加するとともに低下する。したがって、社会の進歩とともに利子と保険は低下傾向にあるため、利潤低下の状況下にあっても、利潤の三つの要素に対する支出はまかなわれるという説明になっている。さらに、産業間における利潤率の相違の説明に

についても利潤の要素を活用している。ミルは、危険度の高い産業では保険部分が多くなるため、また、監督に多くの労苦や高い能力を必要とする産業では監督賃金部分が一般的な産業よりも多くなるために、その利潤率が通常の利潤率よりも高くなると述べている (Mill, 1848, pp.402-403: 訳 [二] 393-396 頁)。

3. 杉原四郎氏の利潤権利論と企業者論

本節では、杉原氏の利潤権利論と企業者論を検討したい。「利潤権利論」に関する杉原氏の主張として、以下の点を指摘できるだろう。

第一に、ミルがあえて利潤の一部を監督賃金と呼んだ理由が述べられている。杉原氏は、その理由を「資本家もまた労働者であるという一面をもっている」。「労働に対する嫌悪という人間本来の性向にさからって、一定の時間とエネルギーとを生産過程に投下したという点では、企業者としての資本家は、貸付資本家や地主とよりもむしろ賃金労働者と共通した性質を本来もっている」(杉原、2003、233-234 頁) からだと述べる。つまり、自らも労働する企業者としての資本家は労働提供者でもあるから、ミルは賃金という言葉を用いたと杉原氏は考える。さらに、杉原氏は監督賃金と通常の賃金との性格上の違いについても指摘している。それは、監督賃金以外の通常の賃金の場合には、「同じ困難と熟練を要する同一量の労働は等しい報酬を受け取る」(Mill, 1844, p.301; 訳 322 頁) が、監督賃金の場合には、同じ困難と熟練を要する同一量の労働であっても、資本の大きさによって、その大きさは変わるという両者の間に見られる性格の相違である。

第二に、ミルは「シーニアにならって制欲説を採用し、これに加えるに危険負担説及び監督賃金説を以て、みずからの利潤権利論を展開し、利潤の倫理的正当性乃至は社会的必要性を論証しようとしてつとめている」(杉原、2003、237 頁) ことである。この点において、ミルの利潤論は労働者の作り出した価値の中の労賃を超えた部分が利潤であるというスミスの利潤控除説とも、また労働生産物の労働者の収益権を主張する労働全収益権とも違う。

第三に、総利潤が分割される利子と企業者利得は貨幣資本家と機能資本家という役割の質的な相違を

反映している。利子と企業者利得は質的にも量的にも相互に対立した関係にあり、「貨幣資本家の取得する利子率と資本の非所有者の取得する企業者利得の率とは逆比例する」(杉原、2003、242 頁)。そして、企業者利得を監督賃金としてとらえると、監督賃金説は、本来、機能資本家は一種の労働者であるという点で、利子生活者と対立することを内在する可能性がある。しかし、ミルは、利潤の「三つの要素は、いずれも資本家が直接あるいは間接に生産力の実現とその発展とに努力し貢献したことに対する報酬として利潤を正当化」(杉原、2003、246 頁) するものであり、ミルは利子生活者と機能資本家の利益が対立するとは考えていなかった。

第四に、ミルによれば、人口の増加率が低いほど、また労働の生産力が高いほど、収穫逡減の法則の実現が緩和され、人々の生活水準は向上する。「監督賃金説は、生産力を実現するうえでの組織者・担当者であり、且つ生産力を発展させる上での推進者・指導者である企業者乃至経営者の努力とむすびついているだけに、ミルの問題意識から見てとくに重要」(杉原、2003、246 頁) であり、労働の生産力と人々の生活水準の向上に関わる。そのため、監督賃金は資本家の努力に対する正当な報酬として認識される。

第五に、ミルは労資間の利害関係の不一致から、将来的には、労働者同士の協同組合が社会に拡がり、「資本家の所得としての利潤が労働者の所得としての賃金に解消してしまう」と考えた。この労資関係の変化は、監督賃金が「二重性を脱却して名実ともに賃金としての性格に徹底してゆく過程にほかならない」。つまり、「資本家の所得としての利潤が労働者の所得としての賃金に解消してしまうことを意味する」。杉原氏は、ミルの監督賃金にはこのような解釈が成り立ちうるが、実際には、経済学と社会主義との統一性がミルには欠けているとする。そして、その理由を、ミルには「生産関係という概念がないから、交換関係は競争関係としてだけつかまれて価値関係としては理解されず、階級関係は相互不信の関係としてだけつかまれて搾取関係としては考えられず、したがって労資関係も剰余生産物をどのようにわけ合うかという分配関係乃至所得関係としてのみ見られていて、価値関係と搾取関係との統一として成り立つ剰余価値関係という特殊の生産関係とし

ては把握されていなかった」(杉原、2003、251頁)からだとする。

さらに、杉原氏は「ミルの企業者論」において、監督賃金論を企業者機能の観点から補説している。監督賃金は「監督のために必要な労働と手腕に対する報酬」だから、ミルの監督賃金に着目する杉原氏が監督を担う企業者に着目することになるのは当然のことだったと思える。杉原氏の「ミルの企業者論」の論述内容として、以下の点を指摘できるだろう。

第一に、ミルにおいては、「資本主義と社会主義の両体制を比較する場合、ひとつの重要論点として、生産単位たる経営の指導者の能率性の問題が重視されている」(杉原、2003、275頁)。人間には怠惰と安楽を好むという本性があるために、経営者にあえて新機軸の採用にふみきらせるためには、努力と報酬が直結することが重要である。そして、このことから、「私的個人的経営によって生産活動がおこなわれる経済体制の優位性」と新機軸の採用のために果たすべき「積極果敢な経営の指導者としての企業者の重要性」(杉原、2003、276頁)が結論される。

第二に、雇われた経営者が経営する株式会社は個人企業に比べ、経営者の利害が事業の成功または不成功と緊密に関係していないため、経営に対する熱意の点で劣る。だが、ミルは、株式会社のような大企業では高い経営能力が必要になることから、十分な報酬を支払って優秀な経営者を雇用することで株式会社のこの欠点を回避できると考えた。ミルの時代には偶然的要素に依存する前期的投機活動の重要性は低くなっていたため、ミルは「企業者に要求される能力として、短期決戦型の個人的手腕のごときものより、経営全体を組織的に統御しつつ長期的な見とおしの上にとって事業を着実に成長させることができるような資質」を重視していた。さらに、ミルは、「僥倖をたのむ場あたりの投機はしりぞけられても、利潤を大きくしあるいは費用を減ずべき有利な新方法を積極果敢に創出乃至採用する冒険的精神が、企業者に必須」(杉原、2003、281頁)ととらえ、企業者の知的能動的資質を重視した。

第三に、ミルは株式会社の欠点を中和する方法として、株式会社の経営者に利潤の一定割合を報酬として与える利潤分配制度を示した。これは利害に関する労資共同制といえるが、ミルはこれを労働者だけの生産者協同組合に至る過渡的状态ととらえた。

しかし、熟慮の上で危険をおかしたり、高価な改善を始めたりにすることについて、個人資本家は協同原理で経営される生産者協同組合よりも優れているため、ミルは協同組合の経営者の積極性と警戒心を高めるためには、私的経営者との市場競争が有効であるとした。この点からも、ミルは「開拓者の企業者」(杉原、2003、286頁)に重要な役割を与えていることがわかる。

以上が、ミルの利潤権利論と企業者論に対する杉原氏の理解である。ミルの著作に深く通じている杉原氏だけに、説得力があるとともに、学ぶべきことが多い。ミルを含む古典派経済学における企業者や利潤については、「イギリス古典派経済学は企業者を重要な人物とみなさなかった」(Hébert and Link, 1982, p.44: 訳 75頁)や「J. S. ミルに至るイギリスの古典派経済学者においては、その違い(資本家と企業者の違い—引用者)はなく、資本家という一つの用語と利潤という一つの所得範疇が使用された」(Dobb, 1963, p.558)との批判的な指摘があるが、杉原氏はその主張に異を唱えていることは特筆されるべきだろう。一方、ミルの企業者機能については、シュンペーター (Joseph A. Schumpeter) の「ミルは企業家という用語をイギリスの経済学者たちの間に一般的に使用させたし、企業者機能の分析においては、監督から一般的でない特別な技能を必要とする統制、さらに指揮へと進んだ」(Schumpeter, 1954, p.556: 訳 (中) 332-333頁) という指摘があるが、杉原氏によるミルの企業者分析はシュンペーターの考察よりも緻密である。

しかし、杉原氏の主張には、以下の二点において物足りなさを感じる。第一に、杉原氏は機能資本家を前提にして監督賃金を説明している点である。杉原氏は「一方は貨幣資本家・他方は機能資本家という別個の資格をもつ資本家たちが、一方は資本の再生産過程とかかわりをもたない資本そのものの所有の果実・他方は再生産過程における能動的役割の成果ということになった根拠によっておこなう質的な分割でもある。利子と企業者利得とはこのような質的な相違にもとづく別個の範疇なのであるから、たとえ事実上は貨幣資本家と機能資本家とが同一の人間によって兼ねられていようとも、彼の取得する総利潤はやはり質的に二分されるものとして考えられることになる」(杉原、2003、241頁)。杉原氏によれ

ば、機能資本家は監督を行う一種の労働者であり、監督労働に対する報酬として監督賃金を受け取り、一方、貨幣資本家は制欲に対する対価として利子を受け取る。貨幣資本家が利子として、また機能資本家が企業者利得として利潤を得る正当性を理由づける理論が制欲説と監督賃金説であった（杉原、2003、233-243頁）。さらに、「利子歩合は一定の時と所において客観的に与えられたものとして固定されている」のに対して、「総利潤量は各事業でちがっていて、しかもその相違は各事業を経営する機能資本家の手腕と勤勉の相違からでも生じうる」（杉原、2003、241頁）と述べ、機能資本家の手腕と勤勉の違いが事業間の監督賃金を相違させて、事業間における利潤の違いを生み出す。

しかし、ミルは自らの資本を用いて監督労働をする機能資本家だけを念頭に置いているわけではない。株式会社の経営に見られるように、資本所有者ではない専門経営者が管理に携わることがあるからである。むろん、杉原氏も「資本家ならぬ雇用者としての支配人」によって監督が代行されることに気づくものの、さらに、「ミルの企業者論」で述べられるように株式会社における専門経営者の役割に着目するものの、「監督賃金説は資本家のこうした二重性格を逆にとらえ、資本家であるのは彼が協同労働の指導者であるからだというように主張する傾向がある」（杉原、2003、243頁）と述べて、監督賃金説の前提に機能資本家を置いている。

だが、杉原氏の機能資本家を前提とした監督賃金論の議論には再検討が必要であろう。なぜならば、株式会社においては所有と経営が分離されており、「株式会社の管理は、概して、雇われた使用人による管理である」（Mill, 1848, p.137: 訳 [一] 262頁）から、「監督のために必要な労働と手腕に対する報酬」としての監督賃金の考察においても専門経営者の存在を無視することはできないと思われるからである。雇われた使用人、または「雇われた経営者 (hired managers)」（Mill, 1848, p.137: 訳 [一] 263頁）のように、企業における資本所有者と監督労働者が異なる場合、つまり資本所有者が専門経営者を雇用して経営にあたらせた場合、監督賃金は誰に帰属するのかという疑問が生じる。機能資本家だけを前提にすれば、監督賃金は資本家に帰属するということにつける。しかし、専門経営者が管理をする場

合、専門経営者が監督賃金の支払いの根拠となる「監督に必要な労働と手腕」を行使していることになる。そのため、監督賃金部分を資本家と専門経営者のどちらが得るのかという問題が生まれるのである。

この点について、ミルは「中産階級及び労働者階級の貯蓄に関する特別委員会」（Mill, 1850）の証言の中で、「著者たちは、たいてい、利子ではない全ての部分を、つまり、利潤の中で利子を超えるすべての部分を監督賃金と呼んできた。・・・中略・・・。監督労働の賃金は、それ以外の賃金のように、需要と供給の関係によって調整されることはなく、実際には、一種の独占的性質を持つ。なぜならば、資本の管理は自身の資本を所有する人以外の人が要求できないものだからである。したがって、もしも、彼が大きな資本を持てば、さもなければ自らが行うことになるであろう管理の労働の全てを有能な人々を雇用して従事させることができるし、また頻繁にそうすることで、彼らに利潤の10分の1を渡すことと引き換えに、利子に加えて、とても大きな利潤をしばしば手に入れることができる」（Mill, 1850, p.411）と述べている。つまり、企業の中で資本を所有する者だけが監督賃金を独占的に得る権利を持つ。専門経営者を雇用して管理を担当させた場合でも、彼らに利潤の一部を渡すことはあっても、監督賃金は専門経営者を雇用した者が得ることになる。

第二に、杉原氏も「監督賃金説は、制欲説や危険負担説、さらには特別利潤に関する準地代論的説明とも密接に連繋し」（杉原、2003、247頁）とごく簡潔に述べてはいるが、監督賃金と特別利潤に関する準地代論的説明の関係について踏み込んだ議論をしていない点である。本稿の「2. ミルの利潤の要素の概略」で述べたように、ミルは他企業よりも相対的に低い生産費を実現できれば特別利潤を得ることができると考え、特別利潤を生む要因として、特別な工程、大きな資本、特許、優れた事業の才能などを例示していた。したがって、個人や企業はそれらにより他企業よりも相対的に低い生産費を実現できれば、他社が得られない特別利潤を得ることができるということだ。これら特別な工程、大きな資本、特許、組織構造は管理者の能力と手腕に影響される。つまり、管理者が優れた工程を発明・導入できれば、大きな資本を調達できれば、特許に値する優れた技

術を持てば、あるいは労働者を最適配置することができれば、その管理者の所属する企業または個人は特別利潤を得ることができる。

4. 馬渡尚憲氏の利潤要素論

馬渡氏は著書『J. S. ミルの経済学』の第6章「分配」の第2節「利潤要素論」の中でミルの利潤の要素を検討している。本節では、馬渡氏の利潤要素論を検討したい。はじめに、利潤の要素に関する馬渡氏の主張を、以下の4点として簡潔に説明したい。

第一に、利潤の要素は、制欲報酬としての利子、危険補償としての保険料、そして監督報酬としての監督賃金である。そして、一人の人が必ずしもこの三つの利潤部分の全てを獲得するわけではなく、三つの利潤部分を分け合うことがある。例えば、「ひとりの人が出資し経営する個人企業の「資本家」の場合には、その三つの部分をひとりで取得する」が、企業家が全額借入によって経営する場合、資金の貸し手に対して利子が支払われる。そして、企業家は、利潤の中から利子部分を控除した危険負担と監督賃金を受け取る（馬渡、1997、199頁）。

第二に、「利潤は「資本の使用に含まれる制欲と危険と努力に対する等価」だとされ」、利潤の取得を不当なものではなく、「犠牲（不効用）に対する「等価」としている点がミルの特徴である。したがって、ミルの利潤要素論は「利潤がどういう理由で資本家に取得されているかという理由を説明する」「利潤の権原論」である。この考え方は杉原氏の利潤権利論と同じである。また、ミルはこの立場から、「労働全収権論には一貫して反対だった」（馬渡、1997、200頁）。

第三に、利潤の要素が利潤の最低水準と産業間での利潤率を規定することである。利潤の最低水準については、「制欲報酬と危険補償は非常に可変的であり、とくに財産の安全度の相違のために国ごとに異なるので、利潤の最低水準は先進国においてかなり低くなる」⁶。産業間での利潤率については、「ある産業では資本を危険にさらす度合いが高いため、危険補償部分が大きくなければならず、そのために利潤率は他の職業よりも高くならなければならない」というように、産業間での利潤率の相違の説明に利潤の要素が活用されている（馬渡、1997、200-

201頁）。

第四に、馬渡氏は、ミルとラムジーの利潤の要素を比較考察し、両者の間に違いは見られるものの、「ミルの利潤分割論が、直接には、G. ラムジーの分割論を改善したものであることは明らかである」（馬渡、1997、199頁）と述べている。

ミルの利潤の要素に関する馬渡氏の主張は以上のとおりである。以上の4点のうち、第一、第二、及び第三の主張について異論はないが、第四の主張、つまりミルとラムジーの利潤の要素の関係性については、再考が必要だと考える。そこで、この点に絞って、馬渡氏の主張を吟味したい。

まず、ラムジーの利潤の要素に対する馬渡氏の理解を論述したい。

馬渡氏は、ラムジーが利潤を資本の使用に対する補償としての「資本の純利潤」と「被る煩労と危険、および指揮・監督の仕事で発揮される熟練に対する補償」としての「企業利潤」に分けていると考えている。したがって、馬渡氏の理解では、利潤は資本の利潤と企業利潤（煩労・危険補償と指揮・監督補償）に分かれる。ラムジーの「企業利潤」は危険補償と監督に対する報酬であるから、基本的な考え方はミルの利潤の要素（利子、保険、監督賃金）と同じである。また、ラムジーの利潤分割は「資本家とマスターが異なる個人である時に観察でき」、「ラムジーも「資本家」（資本を使用させる者）と「マスター」（企業家）の分離にもとづいて、利子と企業利潤の分割を論じている」。そのため、両者の間に違いは見られるものの、「ミルの利潤分割論が、直接にはG. ラムジーの分割論を改善したものであることは明らかである」と判断する（馬渡、1997、199頁）。

では、ミルの利潤分割論は、ラムジーの利潤論を改善したものだろうか。ミルがラムジーの利潤論を改善したか否かの判断については、ミルがラムジーの利潤論を知っていたかが重要だろう。この点を明らかにするために、馬渡氏が提示していない論点を示したい。すなわち、ミルからオースティン（John Austin）宛の手紙（Mill, 1843?）の中で、ミルはラムジー氏（Mr. Ramsay）の本を読んだと書いていることと、同手紙の後半部分で、ラムジー氏の倫理学の本をまだ手に入れていないと書いている点である。そこで、この論点を検討するために、ラムジー

が書いた本を確認したい。

リグ (James McMuller Rigg) によれば、ラムジーは多作家で、図表 1 で示す本を残している (Rigg, 1993, p.685)。

ラムジーが利潤の要素について書いた *An Essay on the Distribution of Wealth* (『富の分配に関する試論』) は 1836 年の公刊であるから、オースティン宛の手紙の中の「Mr. Ramsay」がジョージ・ラムジーであれば、ミルがこの手紙を書いた時点でこの本を読んでいた可能性はある。また、*An Enquiry into the Principles of Human Happiness and Human Duty* (『人間の幸福と義務の原理に関する研究』) が、ミルがまだ手に入れていない倫理学の本を指しているとするれば、この手紙の中の「Mr. Ramsay」がジョージ・ラムジーである可能性は高くなる⁷。むろん、これ以上の記述がないために、ミルがラムジーの『富の分配に関する試論』を読んだと断定することはできないが、後述のように利潤の要素について両者に類似が見られることから、ミルがラムジーの同著を読んだ可能性はある⁸。

ただし、ラムジーからミルへの影響については、ミルは『経済学試論集』の「利潤と利子について」の段階で、利潤の要素として利子と監督賃金について記述している点を考慮する必要がある。1844 年に出版された『経済学試論集』の中には、5 つの論文が収められている⁹。この 5 つの論文は 1830 年頃に書かれたものであり¹⁰、ミルは『経済学試論集』の出版に際して、1833 年に第 5 論文の一部を書き改め

た以外には、ほとんど変更していないと述べている (Mill, 1844, p.231; 訳 206 頁; Mill, 1873, p.189; 訳 160 頁)。一方、『経済学原理』の執筆時期について、ミルは『自伝』の中で、執筆に取りかかったのが 1845 年秋で、1847 年の年末前には印刷の準備ができていたと書いている (Mill, 1873, p.243; 訳 205 頁)。そうすると、1836 年に公刊されたラムジーの『富の分配に関する試論』で示された利潤の要素は、少なくとも、『経済学試論集』執筆段階でのミルに影響を与えることはできない。したがって、ラムジーがミルに影響を与えたとすれば、『経済学試論集』(利潤の要素は利子と監督賃金) から『経済学原理』(利潤の要素は利子、保険、及び監督賃金) における利潤の要素に対する認識の変化に影響したということになる。しかし、その一方で、ラムジーは剰余利得を利潤の一要素とみなしたが、ミルは『経済学原理』においても、特別利潤を利潤の要素とみなさなかった。したがって、この点については、ミルはラムジーから影響を受けなかったことになる。

以上の考察を総括すれば、ラムジーからミルへの影響を支持する根拠として、ミルとラムジーの利潤の要素に共通性が見られること、及びミルからオースティンに送られた手紙の中で記される「Mr. Ramsay」がジョージ・ラムジーである可能性を指摘できる。一方、ラムジーからミルへの影響を支持しない根拠として、『経済学試論集』の段階で、ミルの利潤の要素論の概略はスミスに依拠しつつ示されていたこと、『経済学試論集』の「利潤と利子について」と『経済学原理』の利潤の要素の説明の中でラムジーの名前が見られないこと、さらにラムジーは剰余利得を利潤の要素とするが、ミルは特別利潤を利潤の要素としていないことを指摘できる。これらの点を総合的に判断すれば、利潤の要素に関するラムジーのミルへの影響は、馬渡氏の主張するように「明らかである」とまでは断定できず、影響を受けた可能性はあると言うのが適切だろう¹¹。

さらに、馬渡氏はミルとラムジーの違いとして、以下の点を指摘している。第一に、階級に対する名称の違いである。つまり、「ラムジーは、資本(資金)を提供するだけの者を「資本家」、専ら経営に当たる者を「マスター」と呼び、また、自己資本で経営に当たる者を「マスター資本家」と呼んでいて、ミルとは使っている用語が異なる」点である。用語

図表 1 ラムジーの著作

出版年	著書名
1836	<i>An Essay on the Distribution of Wealth</i>
1837	<i>A Disquisition on Government</i>
1838	<i>Political Discourses</i>
1843	<i>An Enquiry into the Principles of Human Happiness and Human Duty</i>
1847	<i>A Classification of the Sciences</i>
1848	<i>The Philosophy and Poetry of Love</i>
1848	<i>Analysis and Theory of the Emotions</i>
1853	<i>An Introduction to Mental Philosophy</i>
1857	<i>Principles of Psychology</i>
1962	<i>Instinct and Reason, or the First Principles of Human Knowledge</i>
1865	<i>The Moralist and Politician, or Many Things in Few Words</i>
1870	<i>Ontology, or Things Existing</i>

の違いについては、ラムジューの「雇主の資本家（馬渡氏では「マスター資本家」）」はミルの資本家に、そしてラムジューの「雇主（馬渡氏では「マスター」）」はミルの企業家（undertaker）に相当するため、馬渡氏の見解に対して異論はない。また、馬渡氏は、ラムジューは、「資本家（資本を使用させる者）とマスター（企業家）の分離にもとづいて、利子と企業利潤の分割を論じている」とする（馬渡、1997、199頁）¹²。この点についても異論はない。

さらに、馬渡氏は、ラムジューの場合「出資と貸付を同視しているため出資への危険補償が分離されておらず、ミルのような企業利潤の危険補償と監督報酬への分割論には至っていない」（馬渡、1997、199頁）と主張する。この点の真偽を確認するには、ラムジューの利潤の要素の概要を知る必要がある¹³。

ラムジューは『富の分配に関する試論』の第2編「富の分配」の第3章「総利潤（gross profits）について」、第4章「資本の純利潤（net profits of capital）について」、第5章「企業の利潤（profits of enterprise）について」、及び第6章「異なる職業における総利潤率について」において利潤論を展開している。第3章「総利潤について」で述べられるのは総利潤の決定である。続く第4章「資本の純利潤について」では、利潤は、資本家が資本の使用を放棄することに対して得ることのできる資本の純利潤（ラムジューは資本の純利潤率の正確な尺度として利子率を用いる）と雇主が資本を用いることに伴う労苦と危険、及び指揮と監督に対して得ることのできる企業の利潤に分けられることが述べられた後に、資本の純利潤の決定が説明される。第5章「企業の利潤について」では、企業の利潤の決定が論じられ、ラムジューは、雇主の勤勉・才能と資本の大きさがともに企業の利潤に影響することを認めるが、資本の大きさが企業の利潤に強く影響することを主張している。そして、ラムジューは、第6章「異なる職業における総利潤率について」で、利潤率の均等化が作用するにもかかわらず、利潤率が実際には職業間、または同一の職業に従事する個人間で異なる理由を企業の利潤の要素（雇主の労働または労苦に対する給料、危険に対する保険、及び剰余利得に分割）を用いて説明している。ラムジューは、企業の利潤が細分されることについて、以下のように述べている。

総利潤のうちのある部分は施設の雇主によって行使されたり、引き受けられたりした才能、技術、及び労苦の報酬を満たし、ある部分は、彼が生産の事業に従事するときに受ける危険を補償する。この報酬と補償を超えて雇主に残る部分は何であれ、その所有から得られる収入とは全く違った、資本を自由に使える力から生じる収入とみなされなければならないことを我々は知った。したがって、企業の利潤は、適切に、三つの部分から成ると理解できよう。つまり、ある部分は雇主の労働または労苦に対する給料（salary of the labour or trouble of the master）、別の部分は危険に対する保険（insurance for risk）、そして残りの部分は、我々が彼の剰余利得（surplus gains）と呼ぶものである。これらの最初の部分は、雇主が受ける労苦の大きさとともに変わるであろう。そして、第二の部分は、むろん、用いられる資本の大きさに比例するだろう。（Ramsay, 1836, pp.226-227）

この引用文から、企業の利潤は雇主の労働または労苦に対する給料、危険に対する保険、そして剰余利得に分割されるとラムジューが理解していたことがわかる。そして、雇主の労働または労苦に対する給料は雇主の才能、技術、及び労苦の大きさとともにかわる。また、危険に対する保険は、金銭的損失が発生する可能性が高い職業ほど大きくなる。職業が同じであれば危険に対する保険の割合は同じなので、危険に対する保険の大きさは資本の大きさに比例する。さらに、総利潤から雇主の労働または労苦に対する給料、危険に対する保険、及び資本の純利潤を控除した後に剰余が発生すれば、雇主の資本家または雇主は剰余利得を手に入れることができる。

『富の分配に関する試論』の中で示されている図表2¹⁴を用いて、企業の利潤の三つの要素（雇主の労働または労苦に対する給料、危険に対する保険、剰余利得）の特徴について説明したい。同表は保有する資本の大きさの異なる2人の雇主の利潤の要素の大きさを比較したもので、両者ともに総利潤率と雇主の労働または労苦に対する給料の大きさは同じという仮定の下で作られている。第1の雇主を事例に取れば、1,000ポンドの総利潤から500ポンドの利子（資本の純利潤）を控除した500ポンドが企業の利潤になる。そして、500ポンドの企業の利潤から100ポンドの想定された給料（雇主の労働または労苦に対する給料）と200ポンドの保険を引いた剰余の200ポンドが剰余利得になる。雇主の労働また

は労苦に対する給料（100 ポンド）、危険に対する保険（200 ポンド）、さらに剰余利得（200 ポンド）を合算した 500 ポンドが企業の利潤であることがわかる¹⁵。

ラムジーは同表を用いて、資本が大きくなったときの企業の利潤の要素の割合の変化を見ている。資本規模の増加とともに、企業の利潤に占める雇主の労働または労苦に対する給料の割合は低下、危険に対する保険の割合は同じ、そして剰余利得の割合は増加していることがわかる¹⁶。以上のことから、ラムジーは同表を用いて、資本規模の増加とともに、企業の利潤の中に占める雇主の労働または労苦に対する給料と保険を合わせた部分の割合は低下し、剰余利得部分の割合は増加すると主張する（Ramsay, 1836, p.227）。また、ラムジーは、剰余利得の増加率は資本の増加率よりも高くなるとも言っている（Ramsay, 1836, p.229）¹⁷。

ここで検討すべきは、資本の大きさに関わらず利潤率が同じことと雇主の労働または労苦に対する給料が同じという、同表に置かれている仮定である。ラムジーは、同じ利潤率の下で資本規模の増加によ

る利潤の要素の割合の変化を見なかったのだろうか、実際には、資本規模の増加により、利潤率が増加するケースも考えられる。その場合には、剰余利得がさらに増加することになる。ラムジーは、大きな資本を持つ有利さとして、完全な分業の導入、新しい機械または改良された機械の導入、生産の改良に対する投資、商品の販売価格の引き下げが可能、の 4 点を指摘しているために（Ramsay, 1836, pp.232-242；村田、2021, 39-40 頁）、資本の大規模化とともに利潤率が増加すると考えていたと思える。一方、資本の大きさに関わらず雇主の労働または労苦に対する給料が同じという仮定は、ラムジーにとって仮定にとどまるものではない。ラムジーは、実際に、資本規模に関わらず雇主に必要になる監督労働の大きさに大きな違いはないとみていた¹⁸。したがって、ラムジーの場合、同じ職業で利潤率を相違させる主因は資本規模であり、ラムジーは資本規模の増大が剰余利得を増加させることを特に注視している。

ラムジーとミルの利潤の要素に議論を戻そう。ラムジーに依拠すれば、利潤は資本の純利潤、雇主の労働または労苦に対する給料、危険に対する保険、及び剰余利得に分かれる。一方、ミルに依拠すれば、利潤は利子、保険、及び監督賃金に分かれる。両者の利潤の要素を見れば、資本提供者が受け取る利子部分（ラムジーの場合には資本の純利潤、ミルの場合には利子）と危険に対する保険部分（ラムジーの場合には危険に対する保険、ミルの場合には保険）はラムジーとミルで共通している。また、ミルの監督賃金は特別利潤を含むから、ラムジーの雇主の労働または労苦に対する給料と剰余利得に該当する。したがって、ラムジーもミルも利潤の要素に対する認識は、ほぼ同じといってよいだろうし（村田、2022, 95 頁）、馬渡氏の説明以上にミルとラムジーの利潤の要素の項目の類似性を確認できる。

以上の説明から、ラムジーの場合、「企業利潤の危険補償と監督報酬への分割論には至っていない」とする馬渡氏の説明は誤解であり、企業の利潤は雇主の労働または労苦に対する給料、危険に対する保険、及び剰余利得に分割されるから、ラムジーにおいて、監督報酬としての雇主の労働または労苦に対する給料と危険補償としての危険に対する保険は分割しているが正しい。

図表 2 5,000 ポンドと 10,000 ポンドの資本を保有する雇主の利潤の要素の比較

第 1 の雇主は 10,000 ポンドの資本を保有する	
10%の総利潤	ポンド 1,000
5%の利子を引く	500

企業の利潤として残る部分	500
想定された給料を引く	100
2%の保険を引く	200—300

剰余利得として残る部分	ポンド 200

第 2 の雇主は 5,000 ポンドの資本を保有する	
10%の総利潤	ポンド 500
5%の利子を引く	250

企業の利潤として残る部分	250
給料を引く	100
2%の保険を引く	100—200

剰余利得として残る部分	ポンド 50

さらに付言すれば、馬渡氏によるラムジーの説明では、「剰余利得」の説明がないことが分かる。雇主の労働または労苦に対する給料、危険に対する保険、及び剰余利得はラムジーの『富の分配に関する試論』の第2編第6章で考察される。また、馬渡氏のラムジーの『富の分配に関する試論』からの引用文は、同編第4章からであって、第6章からの引用文は示されていない。したがって、馬渡氏の考察では、企業の利潤が雇主の労働または労苦に対する給料、危険に対する保険、及び剰余利得に分かれることが述べられる第6章「異なる職業における総利潤率について」におけるラムジーの主張が加味されていないと思われる。馬渡氏はおそらく同章を未読であり、同章まで読み進めば、「企業利潤の危険補償と監督報酬への分割論には至っていない」と判断することはなかったのではないかとと思われる。

5. むすび

本稿では、杉原氏の利潤権利論と企業者論、及び馬渡氏の利潤要素論を紹介するとともに検討した。両氏は我が国を代表するミル研究者であり、両氏の研究から学ぶべき点は多いが、本稿ではあえて批判的な見解を提示した。

杉原氏の主張については、以下の二点において物足りなさを感じる。第一に、杉原氏は機能資本家を前提にして監督賃金を説明している点である。ミルの場合には、専門経営者の存在を軽視することはできず、専門経営者を登場させた場合、監督賃金は誰に帰属するのかという根本的な問題が発生する。ミルは監督賃金を資本の所有者だけが獲得できる独占的性質を持つと理解していたから、専門経営者に利潤の一部を渡すことがあったとしても、監督賃金を得る主体は雇主または雇主の資本家だと考えていた。第二に、杉原氏は監督賃金と特別利潤に関する準地代論的説明の関係について踏み込んだ議論をしていない点である。ミルは、特別な工程、大きな資本、特許、優れた事業の才能などにより他企業よりも相対的に低い生産費を実現できれば、他企業が得られない特別利潤を得ることができることを説いた。ミルは『経済学原理』では、『経済学試論集』よりも経営者の高い資質や能力に着目するようになった。そして、この高い管理能力が特別利潤を発生させるメカニズムを、地代論を応用することで示し

たのである。この二つの点は、ミルの利潤論とりわけ監督賃金の理解の深化に役立つといえよう。

馬渡氏の主張については、ラムジーとミルの関係について、以下の二点において再考が必要だと考える。第一に、「ミルの利潤分割論が、直接には、G. ラムジーの分割論を改善したものであることは明らかである」との主張である。ミルからオースティンに送られた手紙の中で記される「Mr. Ramsay」がジョージ・ラムジーである可能性はあるが断定はできないこと、ミルとラムジーの利潤の要素に共通性が見られること、『経済学試論集』の段階でミルの利潤の要素論の概略はできていたこと、『経済学試論集』の「利潤と利子について」と『経済学原理』の利潤の要素の説明の中でラムジーの名前が見られないこと、及びラムジーは剰余利得を利潤の一要素とみなしたが、ミルは『経済学原理』においても、特別利潤を利潤の要素とみなさなかったことから総合的に判断すれば、利潤の要素に関するラムジーからミルへの影響は断定ではなく、可能性があると見る方が適切であろう。第二に、ラムジーでは、「ミルのような企業利潤の危険補償と監督報酬への分割論には至っていない」との主張である。この主張は誤解で、馬渡氏は『富の分配に関する試論』の第2編第6章まで読み進めば、ラムジーの企業の利潤は危険補償、監督報酬、及び剰余利得に分割されることを理解できたのではないかとと思われる。

(注)

- 1 筆者によるミルの利潤の要素に関する論稿としては、村田、2010、251-256頁；村田、2022、がある。
- 2 本稿では、杉原氏の研究については、『自由と進歩—J. S. ミル研究—』（杉原四郎著作集Ⅱ）(2003)を用いた。杉原氏の利潤権利論の初出は堀経夫編『ミル研究』未来社（1960）、そして、ミルの企業者論の初出は『経済論集』（関西大学）第10巻第1号（1960）、である。また、馬渡氏の研究については、『J. S. ミルの経済学』（1997）を用いた。馬渡氏の利潤要素論の初出は「J. S. ミルの分配論」『広島大学経済論叢』第16巻第1・2号（1992）、である。
- 3 杉原氏の利潤権利論については、村田（2018）の中で簡単に紹介したことがあるが、本稿では、杉原氏の「ミルの企業者論」も視野に入れつつ加筆した。
- 4 スミスは、『国富論』（Smith, 1776）の中で、「元本（stock）を管理ないし使用する人によって、それから

- 引き出される収入は利潤と呼ばれる。自分ではそれを使用せず、他人にそれを貸す人によって引き出される収入は、利子または貨幣の使用料 (use of money) と呼ばれる。それは、貸し手がその金を使用して得られる可能性がある利潤に対して、借り手が貸し手に支払う報酬である。その利潤の一部は、当然に、危険を冒し、それを使用する労苦をいとわない借り手のものになり、また一部はこの利潤を作り出す機会を借り手に与えた貸し手のものになる」(Smith, 1776, pp.69-70; 訳 [上] 97 頁) と述べており、利潤が資本の使用に対する報酬としての利子と危険を冒して資本を用いる労苦に対する報酬に分かれると考えた (新村、2017、13 頁)。
- 5 ミルは、「一般的な利潤率が 10% で、利率が 5% であるならば、監督賃金は 5% となろう。そして、ある借り手が 100,000 ポンドの資本を使用し、他の借り手が 100 ポンドの資本しか使用しないとしても、両者の労働は同一の割合で報酬を与えられるだろう」(Mill, 1844, p.301: 訳 322 頁) と述べている。つまり、利潤に占める監督賃金の割合は、資本の大きさに関わらず同じであり、監督賃金の大きさは資本の大きさに影響されるということである。
- 6 ミルは、「それ以上の資本増加を許さない」(Mill, 1848, p.737: 訳 [四] 71 頁) 利潤率があると考え、この資本蓄積の持続を止める利潤率を「最低限の利潤率 (minimum rate of profit)」と呼ぶ。そして、この最低限の利潤率を「所与の場所と時間において、資本の使用に伴うところの制欲と危険と努力に対する対価をかるうじて提供するに足りる利潤率」(Mill, 1848, p.402: 訳 [二] 393 頁) と規定する。
- 7 ミル全集 (*Collected Works of John Stuart Mill*) の脚注では、ミルからオースティン宛のこの手紙の中の Mr. Ramsay はおそらくジョージ・ラムジーだと記されている。また、倫理学の本は、*An Enquiry into the Principles of Human Happiness and Human Duty* だとされている。
- ジョージ・ラムジー以外に Mr. Ramsay として思いつく人物として、1831 年から 1863 年まで、グラスゴー大学でラテン文学教授 (professor of humanity) を務めたジョージ・ラムジーの弟のウィリアム・ラムジー (William Ramsay, 1806-1865) がいる。ロス (Warwick William Wroth, 1993) によれば、ウィリアム・ラムジーは 1833 年から 1859 年の間に数冊の本を公刊した。したがって、Mr. Ramsay がウィリアム・ラムジーである可能性は否定しきれない。同著でウィリアム・ラムジーの主要著作を確認すると、彼の著作は数学、ラテン語、歴史に関するもので、経済学の著書は確認できないため、Mr. Ramsay がウィリアム・ラムジーだとすれば、ミルがウィリアム・ラムジーから利潤の要素について影響を受けたとは考えられない。
- 8 杉原氏は、ミルがラムジーの『富と分配に関する試論』を知っていたかどうかは定かではないとしている (杉原、2003、240 頁)。
- 9 『経済学試論集』には、「諸国民間の交易の法則、ならびに商業世界の諸国間における貿易の利得の分配について」、「生産に及ぼす消費の影響について」、「生産的及び不生産的という言葉について」、「利潤と利子について」、さらに「経済学の定義、及びそれに適する研究の方法について」の 5 つの論文が掲載されている。
- 10 5 つの論文の執筆時期については、『経済学試論集』では 1829 年と 1830 年と、また、『自伝』(Mill, 1873) では 1830 年と 1831 年と記されている。
- 11 ウィリアムズ (Philip L. Williams) はシーニア (Nassau William Senior) からミルへの影響は明らかだが、ミルはおそらくラムジーから部分的に影響を受けたと述べている (Williams, 1978, p.45)。
- 12 ラムジーは社会の発展とともに階級分化が進むと考えている。社会のもっとも初期の発達段階では、資本家は存在せず、全ての人々が労働に従事する。しかし、社会が発展すると資本家が登場し、資本家は自らの資本を用いて労働者を雇用して経営する。ラムジーは資本出資だけ行う者と区別するために、資本出資と監督を共に行う者のことを雇主の資本家と呼んでいる。社会がさらに発展すると、資本の出資だけを行う者と他人から資本を調達して指揮・監督に従事する者が生まれる。ラムジーは前者を資本家と、そして後者を雇主と呼んでいる。利潤の要素との関係を説明すれば、雇主の資本家は総利潤を、資本家は資本の純利潤を、そして雇主は企業の利潤を得る。ラムジーの階級と利潤については、村田、2021、を参照。
- 13 ラムジーの利潤論については村田、2021 で、また、ラムジーとミルの利潤の要素については村田、2022、を検討したので参照願いたい。
- 14 図表 2 は Ramsay, 1836, p.228、にある。
- 15 ラムジーが図表 2 を用いて説明したかったことは、大きな資本の所有者の剰余所得は小さな資本の所有者の剰余所得よりも、大きさだけでなく、資本に対する割合においても大きくなることである。図表 2 から、10,000 ポンドの資本を保有する雇主の剰余利得は 200 ポンドであり、資本に対する剰余利得の割合は 2% であるが、5,000 ポンドの資本を用いる雇主の剰余利得は 50 ポンドであり、資本に対する剰余利得の割合は 1% であることがわかる。同表で注視すべき点は、資本の大きさに関わらず、労働または労苦に対する給料の大きさが同じことである。これは、資本規模に関わらず、雇主の労働または労苦は同じであることを意味するが、ラムジーは、実際に、資本規模に関わらず雇主に必要な監督労働の大きさに大きな違いはないとみていた (Ramsay, 1836, p.255)。

- 16 図表2では、資本規模の増加により、企業の利潤に占める雇主の労働または労苦に対する給料の割合は40%から20%に低下、保険の割合は40%で変化なし、剰余利得の割合は20%から40%に増加、となる。
- 17 図表2を用いれば、資本の増加率が2倍(500ポンド→1,000ポンド)のとき、剰余利得の増加率は4倍(50ポンド→200ポンド)になる。
- 18 ラムジーは、「大きな事業を遂行するのに必要な性質は小さな事業を遂行するのに必要な性質と完全に同じではないとしても、後者の場合よりもずっと高い率の報酬を彼らに確実に与えるような性質を持つことはほとんどない。偉大な雇主は、部門において、第一級の才能が希少であるという理由でしばしば彼らの仕事に多くを支払われる偉大な俳優や歌手とは違う」(Ramsay, 1836, p.255)と言っている。

参考文献

- Dobb, Maurice H. 1963. ENTREPRENEUR. In *Encyclopedia of the Social Science*. New York: Macmillan.
- Hébert, Robert F. and Link, Albert N. 1982. *The Entrepreneur: Mainstream Views and Radical Critiques*. New York: Praeger. 池本正純・宮本光晴訳、1984、『企業者論の系譜』、HBJ 出版局。
- Hollander, Samuel. 2015. *John Stuart Mill: Political Economist*. Singapore: World Scientific Co. Pte. Ltd.
- Mill, John Stuart. 1843?. To John Austin. In *Collected Works of John Stuart Mill*, Vol.13. Toronto: University of Toronto Press.
- Mill, John Stuart. 1844. *Essays on Some Unsettled Questions of Political Economy*. In *Collected Works of John Stuart Mill*, Vol.4. Toronto: University of Toronto Press. 杉原四郎・熊谷次郎・早坂忠・井上琢智訳、1997、『経済学試論集』、杉原四郎・山下重一編『J. S. ミル初期著作集 第四巻』所収、御茶の水書房。
- Mill, John Stuart. 1848. *Principles of Political Economy, with Some of Their Applications to Social Philosophy*. In *Collected Works of John Stuart Mill*, Vols.2-3. Toronto: University of Toronto Press. 末永茂喜訳、1959、『経済学原理』、岩波書店。
- Mill, John Stuart. 1850. The Savings of the Middle and Working Class. In *Collected Works of John Stuart Mill*, Vol.5. Toronto: University of Toronto Press.

- Mill, John Stuart. 1873. *Autobiography*. In *Collected Works of John Stuart Mill*, Vol.1. Toronto: University of Toronto Press. 朱牟田夏雄訳、1960、『ミル自伝』、岩波書店。
- Ramsay, George. 1836. *An Essay on the Distribution of Wealth*. Edinburgh: Adam and Charles Black.
- Rigg, James McMuller. 1993. Ramsay, Sir George. In *The Dictionary of National Biography*, Vol.16. Oxford: Oxford University Press.
- Schumpeter, Joseph A. 1954. *History of Economic Analysis*. New York: Oxford University Press. 東畑精一・福岡正夫訳、2006、『経済分析の歴史』、岩波書店。
- Smith, Adam. 1776. *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*. In *The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith*. Oxford: Oxford University Press. 高哲男訳、2020、『国富論』、講談社。
- Williams, Philip L. 1978. *The Emergence of the Theory of the Firm*. London and Basingstoke: The Macmillan Press.
- Wroth, Warwick William. 1993. Ramsay, William. In *The Dictionary of National Biography*, Vol.16. Oxford: Oxford University Press.
- 杉原四郎、2003、『自由と進歩—J. S. ミル研究—』(杉原四郎著作集 II)、藤原書店。
- 新村聡、2017、「アダム・スミスの大きな政府論の形成過程に関する一考察—『法学講義』から『国富論』への租税論の発展—」、『岡山大学経済学会雑誌』第49巻第2号。
- 馬渡尚憲、1997、『J. S. ミルの経済学』、御茶の水書房。
- 村田和博、2010、『19世紀イギリス経営思想史研究—C. バベッジ、J. モントゴメリー、A. ユア、および J. S. ミルの経営学説とその歴史的背景—』、五絃舎。
- 村田和博、2018、「J. S. ミルに関する一考察—資源ベース的アプローチ—」、『下関市立大学論集』第61巻第3号。
- 村田和博、2021、「ジョージ・ラムジーにおける利潤論」、『下関市立大学論集』第65巻第1号。
- 村田和博、2022、「ジョージ・ラムジーとジョン・スチュアート・ミルにおける利潤の要素」、『九州経済学会年報』第60集。